

木曾岬干拓地整備事業（第2期）環境影響評価準備書 に対する三重県知事意見

総括事項

- 1 対象事業実施区域北側の隣接地における宅地の造成等の事業（以下「第1期事業」という。）に係る環境影響評価時の調査及び事後調査等、長期にわたり現地での調査が行われていることから、環境影響評価書（以下「評価書」という。）の作成にあたっては、これまでの調査結果を踏まえたうえで、本事業の実施による環境への影響について、適切に予測及び評価を行うこと。
- 2 供用時には、有害物質や廃棄物の混入があるなどの不適切な土砂を搬入しないよう徹底するとともに、運搬車両の台数制御等、生活環境への影響を低減するための適切な受け入れ管理を実施すること。
- 3 環境保全措置の実施にあたっては、中長期的に継続していく必要があることから、それらを計画的に実施するよう配慮すること。また、本事業の実施中に、盛土完了後の土地利用方法が明確になるなど、計画の変更が生じた場合は、変更後の土地利用方法における影響の予測及び評価を実施し、その結果に応じて必要な環境保全措置を検討すること。
- 4 本事業の実施にあたっては、環境影響評価準備書に記載されている環境保全の方針及び環境保全措置を確実に実施することはもとより、環境保全対策に関する最善の利用可能技術を導入するなど、より一層の環境影響の低減に努めること。

個別的事項

1 大気質

本事業の実施にあたっては、大気環境への影響を低減するため、排出ガス対策型の建設機械を採用するとともに、粉じんの発生抑制対策等の環境保全措置を徹底すること。

2 水質、水生生物

本事業の実施により多量の建設発生土が搬入されるため、濁水の流出による水生生物への影響が懸念されることから、工事中及び供用中においては、沈砂池を適切に維持管理するなど、必要な措置を講じること。

3 土地の安定性、水生生物

本事業の実施により、対象事業実施区域南側の水路壁面の傾斜及びそれに伴う水生生物への影響が懸念されることから、盛土造成による水路壁面への影響について予測及び評価を実施すること。また、施工前の対策、施工中のモニタリング等、必要な措置を講じること。

4 陸生動物、陸生植物、水生生物、生態系

- (1) 第1期事業の実施においては、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号、以下「種の保存法」という。）に基づき、国内希少野生動植物種に指定されているチュウヒ3つがい分の繁殖地を確保する目的で保全区が創出されたものの、現状では繁殖の成功が確認されていない。このことから、今後実施する保全区の整備にあたっては、複数の専門家にヒアリングを行うなど、幅広い意見を踏まえたうえで原因を検証し、引き続き3つがいの繁殖が可能な草地環境の創出に努めること。
- (2) 対象事業実施区域は、チュウヒの就峙域に含まれていることから、評価書の作成にあたっては、越冬期におけるチュウヒへの影響について適切に予測及び評価を行ったうえで、必要な環境保全措置を検討すること。また、対象事業実施区域南側の隣接地には、チュウヒの就峙中心域があることから、保全区だけではなく、当該土地においても繁殖及び越冬状況の調査を実施するとともに、必要に応じて保全措置を講じるよう検討すること。
- (3) 工事中及び供用中に対象事業実施区域及びその周辺においてチュウヒの繁殖が確認された場合は、作業の一時休止等、繁殖を阻害しないような環境保全措置を講じること。また、事前に工事箇所及び建設発生土の搬入箇所を区分けしたうえで、チュウヒの繁殖状況を踏まえて順応的に作業ができるよう、事業計画を策定すること。
- (4) 本事業の実施による重要な種及び生態系の注目種に対する影響について、準備書では一律に「周辺に同様の環境が存在するので、影響が小さい」と予測されている箇所が見られるなど、事業実施前後における生息環境の変化に伴う考察が十分に行われていない。このことから、評価書の作成にあたっては、重要な種及び生態系の注目種の生態特性及び生息環境となる植物群落の変化を考慮し、適切に予測及び評価を行ったうえで、生態系の連続性に配慮した必要な環境保全措置を検討すること。なお、本事業の実施による影響が十分に回避又は低減できないと予測された場合は、対象事業実施区域内又はその周辺において代償措置の実施を検討すること。

- (5) 事後調査の実施にあたっては、対象事業実施区域及びその周辺におけるチュウヒをはじめとする希少猛禽類の繁殖状況及び越冬状況について調査し、「猛禽類保護の進め方」、「チュウヒ保護の進め方」等の指針に基づいた解析及び植生調査を実施したうえで、本事業の実施による影響を評価すること。また、専門家へのヒアリングを行い、必要に応じて追加的な環境保全措置を講じること。なお、チュウヒの生息域が広域に及んでいる場合は、周辺の土地利用計画を注視しつつ、種の保存法を所管する環境省やチュウヒの専門家など、様々な関係者からの助言を得たうえで、関係機関と連携するよう努めること。
- (6) 対象事業実施区域及びその周辺において、特定外来生物であるヌートリアが多数確認されており、保全区の生態系への影響が懸念される。その防除にあたっては、関係機関と連携して対応するとともに、保全区の水位調節等、繁殖を阻害するような対策についても検討すること。